

田辺市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 田 辺 市

事 業 名 : 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道

策 定 日 : 平 成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 28 年 度 ~ 平 成 37 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	川湯 平成 8 年 (21 年) 龍神 平成 14 年 (15 年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 (平成32年度に地方公営企業法の 一部適用予定)
処理区域内人口密度	10.7 人/h a	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2		
処 理 場 数	2		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>龍神温泉浄化センター(人数割による定額制)</p> <p>月額使用料 = 基本料金 + 人数割料金 × 世帯人員 (ただし、5,120円を上限額とする)</p> <p>基本料金 3,080円</p> <p>人数割料金 510円 (市民税非課税世帯は250円)</p> <p>川湯クリーンセンター(従量制)</p> <p>月額使用料 = 基本料金 + 超過料金 × 10m³を超えた水道使用量</p> <p>基本料金 2,000円 (10m³までの使用料を含む)</p> <p>超過料金 150円 (10m³を超える水道使用量1m³につき)</p> <p>合併前の旧龍神村および旧本宮町が定めた使用料体系に基づき、処理区ごとに使用料体系を定めています。同程度の世帯人員の住宅の浄化槽維持管理費用を参考としています。</p>
-----------------------	---

業務用使用料体系の概要・考え方	龍神温泉浄化センター（用途ごとに定める基準による定額制。ただし、公衆浴場のみ従量制）			
		基本料金		加算額
	宿泊業	収容定員10人未満 5,140円 10人増すごとに1,020円を加算		収容定員に稼働率を乗じたものに1,540円を乗じて得た額及び宿泊以外の利用者1人につき50円
	飲食業	床面積 100㎡未満 3,080円 100㎡以上 6,170円		床面積1㎡につき50円
	公衆浴場（従量制）		0円	水道使用量1㎡につき200円
	集会所	5,140円		
	公衆便所	5,140円		
	事務所等	床面積 100㎡未満 5,140円 100㎡以上10,280円		1人につき250円
	川湯クリーンセンター（用途及び規模ごとに定める基準による従量制）			
	下記の基本料金に加え、基本排除汚水量を超える水道使用量1㎡につき150円を加算します。			
	「営業用（甲）」とは、旅館、民宿その他これらに準ずる施設をいいます。			
	「営業用（乙）」とは、飲食店、喫茶店その他これらに準ずる施設をいいます。			
	用途及び種類	基本排除量	基本料金	
	営業用（甲）A	600㎡	105,600円	
	営業用（甲）B	500㎡	88,000円	
	営業用（甲）C	400㎡	70,400円	
	営業用（甲）D	300㎡	52,800円	
	営業用（甲）E	200㎡	35,200円	
	営業用（甲）F	100㎡	17,600円	
	営業用（甲）G	50㎡	8,800円	
	営業用（甲）H	40㎡	6,400円	
	営業用（甲）I	30㎡	5,280円	
	営業用（乙）	10㎡	1,440円	
	公衆浴場	100㎡	3,880円	
	合併前の旧本宮町および旧龍神村が定めた使用料体系に基づき、処理区ごとに使用料体系を定めています。同程度の規模の事業所の浄化槽維持管理費用を参考としています。			
その他の使用料体系の概要・考え方	無			
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	平成25年度	龍神 4,500円 川湯 3,670円		平成25年度 3,225円
	平成26年度	龍神 4,610円 川湯 3,780円		平成26年度 3,182円
	平成27年度	龍神 4,610円 川湯 3,780円		平成27年度 2,990円
			実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	5名
事業運営組織	田辺市 市民環境部 環境課 生活排水係 平成29年2月28日現在、環境課長以下5名で構成されています。 環境課生活排水係で特定環境保全公共下水道事業、各集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の維持管理等の業務及び浄化槽に関する業務を一括して実施しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及び管路の保守点検業務を民間業者に委託
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

2. 経営の基本方針

将来にわたり特定環境保全公共下水道事業を継続することにより、他の生活排水処理事業と共に田辺市内における良好な水環境を保ち、市民がいつでも快適に安心して暮らせる生活環境の確保を図ります。
特定環境保全公共下水道の効率的な維持管理と再整備を行い、生活排水処理サービスを継続して提供します。これに不可欠な財政基盤を健全化し、強化するため、経費の削減と財源の確保に努め、健全で持続可能な特定環境保全公共下水道事業をめざします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本経営戦略策定に際して、施設の更新・大規模改修に関する投資は見込んでおりません。
本事業においては、平成32年度より地方公営企業法の一部適用（法適化）を予定しています。法適化に際して固定資産台帳の整備が必要であるため、それに合わせて保有している資産の現状把握を行い、長期的な維持管理計画の策定や計画的な施設の修繕・改修を行うことを予定しています。そのため、法適化終了後に、法適用事業に対応した収支計画の見直しを行う予定としています。

② 収支計画のうち財源についての説明

特定環境保全公共下水道事業における主な財源は、料金収入と一般会計からの繰入金で構成されています。施設の老朽化に伴う維持管理費用の増大及び施設の建設に充てた地方債の償還金を賄うため、一般会計からの基準外繰入が必要となっています。
しかし、安易に基準外繰入に頼ることなく、供用率の向上を図り、新規接続の啓発を行うなど、使用料収入の増収に努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

特定環境保全公共下水道の維持管理費用及び施設の建設に充てた起債の償還金が歳出の大きい部分を占めています。
施設の維持管理費用については、長期的な視点に立った維持管理計画の策定による修繕費の平準化や、適正な施設の保守点検の実施による必要な経費の削減に努めていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	当市の特定環境保全公共下水道施設は、他の集合排水処理施設から地理的に離れており、施設の統廃合等を含む再編は難しい状況です。共同化については近隣自治体との汚水処理施設の運用に関する意思統一が必要となってくることから、今後の検討課題とします。
投資の平準化に関する事項	処理場の機械・電気設備の標準耐用年数は15年とされており、今後多くの機器が更新時期を迎えます。そのため、長期的な維持管理・設備更新の計画を策定し、実施することにより、施設の修繕に係る経費の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	行政の効率化・活性化のため、民間ノウハウの活用が求められています。その手法としては、指定管理者制度、PPP/PFI、民間委託等が様々な自治体の実情に合わせて採用されているところです。田辺市においても、実情にあった導入方法の検討を行います。
その他の取組	処理場・管路等の更新をする際には、地震、水害等の今後生じることが考えられる災害について、排水処理施設の機能を維持し、損傷を受けた場合にも早期復旧が可能となるよう対策を検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来にわたり安定した汚水処理サービスを提供するため、施設の維持管理・更新に係る費用の適正化に努めること併せ、地域の浄化槽の維持管理費用及び他の生活排水処理事業の使用料とのバランスを考慮した上で、経営戦略の見直しの際に適正な料金水準や料金体系の検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	下水処理の過程において、汚泥の肥料等への再生利用、下水熱エネルギーの利用、処理場、管渠内空間の貸付等の事業が大規模な下水処理事業において行われているところです。田辺市の特定環境保全公共下水道においては、小規模な施設のため、以前に検討を行ったことがあるものの、これらの資産活用については公営企業として採算が取れる状況とはなっておりませんので、今後の検討課題とします。
その他の取組	無

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、各処理場及び管路の保守点検を民間事業者にて委託しています。
職員給与費に関する事項	現状、各集落排水施設と合併した維持管理を行っており特定環境保全公共下水道事業は1名で担当しています。各施設との統合など変動があった場合には職員体勢を検討します。
動力費に関する事項	機器の更新の際に省エネ機器の導入を検討し、維持管理費用の大きい部分を占める動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	運転方法の工夫による薬品使用量の低減に努めます。また、機器の更新の際には導入費用及び維持管理に係る費用の比較を行い、より経済的な機器選定を行います。
修繕費に関する事項	供用から龍神温泉処理区で15年、川湯温泉処理区で21年が経過しており、老朽化が進んでいます。今後、計画的な修繕計画を作成し、ライフサイクルコストの低減に努めます。
委託費に関する事項	民間活力の活用の検討にあわせて、適切な業務委託の方法について検討を行います。
その他の取組	現在、地方公営企業については、経営状況をより詳細に把握するため、地方公営企業法の適用(法適化)の推進が求められています。田辺市では、特定環境保全公共下水道事業において法適化を行う予定としております。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略については、各年度の決算結果に基づき、経営比較分析表を活用しながら、実施状況の進捗管理を行います。 また、計画と実績に大きな乖離が生じた場合、各施設の大規模改修などを行う必要が生じた場合など、必要に応じて投資、財源等の試算を行い、適宜見直しを図っていくこととします。 本事業においては、平成32年度より地方公営企業法の一部適用(法適化)を予定しています。法適化終了後に、法適用事業に対応した収支計画の見直しを行う予定としています。
---------------------	---

経営比較分析表

和歌山県 田辺市

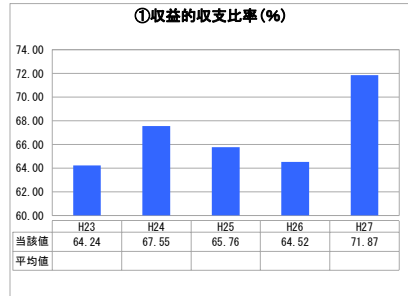
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.18	62.83	4,610

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
77,486	1,026.91	75.46
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
139	0.13	1,069.23

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

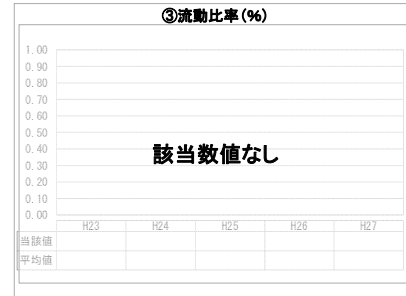
1. 経営の健全性・効率性



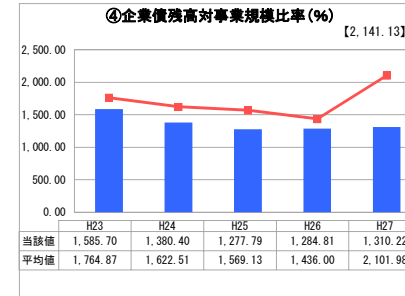
「単年度の収支」



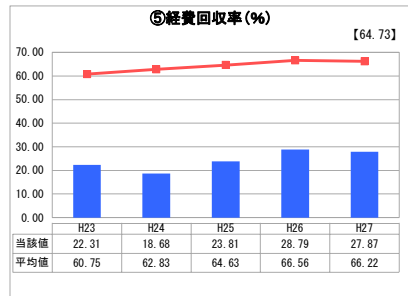
「累積欠損」



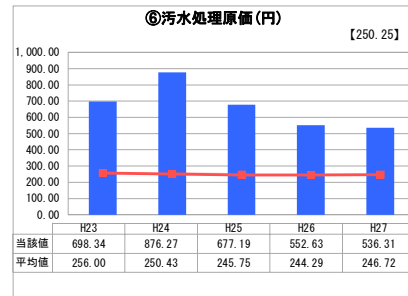
「支払能力」



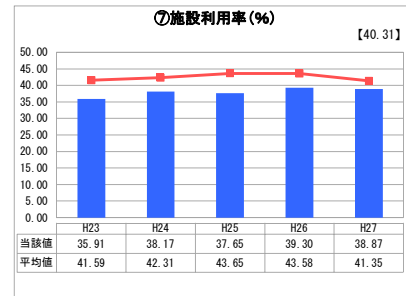
「債務残高」



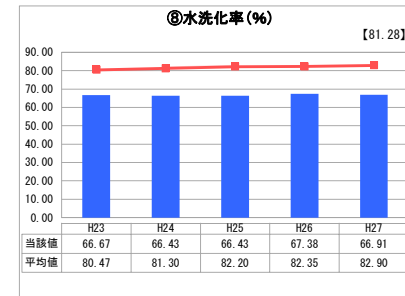
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

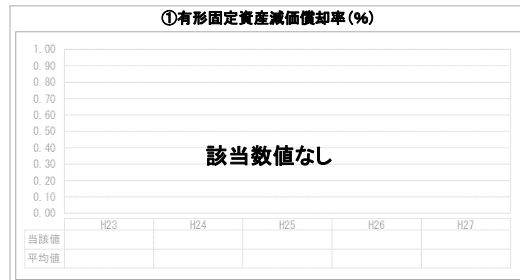


「施設の効率性」

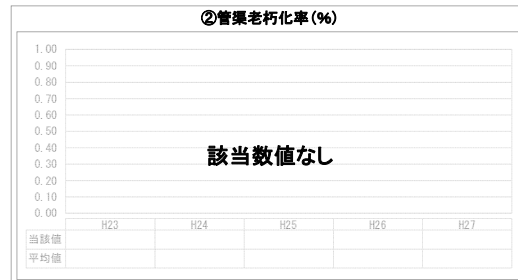


「使用料対象の捕捉」

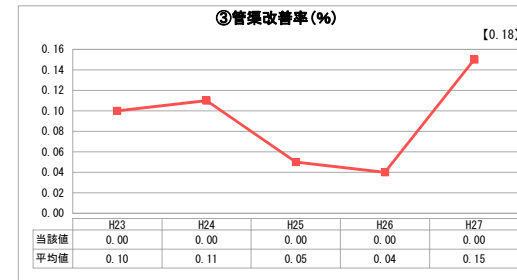
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率について、本来、料金収入で会計全体を賄う独立採算による経営が基本と考えますが、全体計画区域内の地域実情を勘案する中で、現状の料金収入のみで運営することは困難な状況であり、一般会計からの繰入金収入に頼らざるを得ない状況です。今後、経営改善に向け施設維持管理経費の更なる節減や、計画的な施設改修等に努めてまいります。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体を下回る状況で推移しており、引き続き地方債の償還については、全てを一般会計からの繰入金収入に頼ることなく、可能な限り使用料収入での地方債償還を行い、更なる比率改善に努めてまいります。

汚水処理原価は、類似団体より高い数値となっているため、接続率の向上や有収水量を増加に努め、汚水処理原価の改善に努めてまいります。

施設利用率は、類似団体より低い状況が続いておりますが、施設が整備されている地域は観光地であり、施設建設当時は観光シーズンの最大稼働を見込んでの設計をしておりますが、高齢化に伴う宿泊業の廃業等による利用状況の変化や、観光シーズン以外の利用状況を平均すると施設利用率は低い状況となっております。

水洗化率は、類似団体より低い水準となっております。使用料収入の増加を図るためにも水洗化率向上の取り組みに努めてまいります。

2. 老朽化の状況について

供用開始から15年～21年が経過しており、改修等が必要な時期となっております。今後老朽化により発生する改修経費も想定した計画的な老朽化対策に取り組んでまいります。

全体総括

本市の特定環境保全公共下水道は、平成17年度の市町村合併以前から旧本宮町・旧龍神村において、温泉観光地の浄化を目的に、地域を限定した比較的小規模な下水道事業として行われていました。

高齢化に伴う宿泊業の廃業等により営業用から一般家庭の料金体系に移行した世帯の増加等の理由により、料金収入は停滞の状況であります。また移住等による人口の増加もなく、高齢化も進み中、今後大幅な収入の増加は難しいと考えられますが、接続促進の啓発及び周知活動に努めるとともに、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行い、地域の生活環境の向上を図り、経営の安定化に努めてまいります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(特定環境保全公共下水道事業)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度										
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 217	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	731	514	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	514	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実 質 収 支	黒 字 (P)	514	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556
	赤 字 (Q)													
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	65	72	74	76	75	75	74	74	74	73	75	76	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	15,155	15,427	15,555	15,711	15,868	16,026	16,187	16,348	16,512	16,677	16,844	17,012	
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算定し た	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)	218,778	201,787	186,833	172,915	158,662	144,063	129,110	113,792	113,791	98,368	82,570	68,166	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	26年度	27年度	28年度									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		24,485	27,877	27,736	27,631	27,530	27,423	27,310	27,188	27,062	26,937	26,820	26,757
うち基準内繰入金		8,335	4,996	3,824	2,020	1,435	1,068	1,002	1,012	943	953	882	810
うち基準外繰入金		16,150	22,881	23,912	25,611	26,095	26,355	26,308	26,176	26,119	25,984	25,938	25,947
資本的収支分		21,581	16,991	14,954	13,918	14,254	14,199	14,953	15,318	15,425	15,398	14,404	13,498
うち基準内繰入金		464	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		21,117	16,991	14,954	13,918	14,254	14,199	14,953	15,318	15,425	15,398	14,404	13,498
合 計		46,066	44,868	42,690	41,549	41,784	41,622	42,263	42,506	42,487	42,335	41,224	40,255